

# 資料

## 関連年表

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
昭和20年 (1945年)	○「国連憲章」採択	○「衆院法」改正(成年女子に参政権)	
昭和21年 (1946年)	○国連「婦人の地位委員会」設置	○戦後初の総選挙(女性の選挙権が行使、女性国會議員39人誕生)	
昭和22年 (1947年)		○「日本国憲法」施行 ○「民法」改正(家制度廃止)	
昭和23年 (1948年)	○第3回国連総会「世界人権宣言」採択		
昭和42年 (1967年)	○第22回国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
昭和50年 (1975年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコ)「世界行動計画」採択	○総理府「婦人問題企画推進本部」発足、「婦人問題担当室」設置	
昭和51年 (1976年)	○「国連婦人の10年」(1976年～1985年)	○「民法」一部改正(離婚後の氏の選択自由)	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事配置
昭和52年 (1977年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館(嵐山町)開館	○企画財政部に婦人問題企画室設置 ○婦人問題庁内連絡会議設置 ○埼玉婦人問題会議発足
昭和53年 (1978年)			○第1回埼玉県婦人問題協議会開催
昭和54年 (1979年)	○第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室設置
昭和55年 (1980年)	○「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「女子差別撤廃条約」署名	○「民法」一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ○県民部に婦人対策課設置 ○婦人関係行政推進会議設置
昭和56年 (1981年)	○ILO第156号条約採択(男女労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)		
昭和59年 (1984年)		○「国籍法」及び「戸籍法」一部改正(父系主義→父母両系主義)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定
昭和60年 (1985年)	○「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)「ナイロビ将来戦略」採択 ○NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○「労働基準法」一部改正	○ナイロビ会議・NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団参加

年号	国際的な動き	国の動き	県の動き
昭和 61 年 (1986 年)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
昭和 62 年 (1987 年)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	○「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更
平成元年 (1989 年)		○「法令」改正（婚姻、親子関係における男性優位規定の改正）	
平成 2 年 (1990 年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会） ○ILO 第 171 号条約（夜業に関する条約）採択		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定 ○埼玉県県民活動総合センター開館
平成 3 年 (1991 年)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）」策定 ○「育児休業法」成立	○「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更
平成 3 年 (1991 年)		○婦人問題担当大臣設置 ○「育児休業法」施行	
平成 5 年 (1993 年)	○世界人権会議（ウィーン） ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）	○「パートタイム労働法」成立・施行	
平成 6 年 (1994 年)	○ILO 175 条約（パートタイム労働に関する条約）採択 ○国際人口・開発会議開催（カイロ） ○「人材教育のための国連 10 年」に関する決議	○総理府「男女共同参画室」設置（男女共同参画審議会・男女共同参画推進本部設置）	
平成 7 年 (1995 年)	○社会開発サミット開催（コペンハーゲン） ○第 4 回国連世界女性会議開催（北京）「行動綱領」「北京宣言」採択	○「育児・介護休業法」成立 ○ILO 第 156 号条約批准（家族的責任条約）	○「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定
平成 8 年 (1996 年)		○「男女共同参画 2000 年プラン」策定	○世界みらい会議開催「埼玉宣言」採択
平成 9 年 (1997 年)		○「男女雇用機会均等法」一部改正（女子保護規定の撤廃） ○女性国会の開催（参院）	

年 号	国際的な動き	国の動き	県の動き
平成 11 年 (1999 年)	○ I L O 第 182 号条約 (最悪の状態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約) 採択	○ 「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法」改正・施行 ○ 「男女共同参画基本法」施行 ○ 「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行	
平成 12 年 (2000 年)	○ 第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	○ 「男女共同参画基本計画」策定 ○ 「介護保険法」施行	○ 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
平成 13 年 (2001 年)		○ 「DV防止法」施行 ○ 内閣府「男女共同参画局」設置	○ 「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更
平成 14 年 (2002 年)			○ 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定 ○ 「With You さいたま」(埼玉県男女共同参画推進センター) 開設
平成 15 年 (2003 年)	○ 国連女性差別撤廃委員会が日本を審査	○ 「次世代育成支援対策推進法」施行 ○ 「母子及び寡婦福祉法」等の一部改正 (離婚急増に伴う母子家庭等の自立支援措置)	
平成 16 年 (2004 年)		○ 「DV防止法」一部改正 (保護命令の拡大や被害者の自立支援の明確化) ○ 「少子化社会対策大綱」閣議決定	
平成 17 年 (2005 年)	○ 第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」会議開催 (ニューヨーク)	○ 「男女共同参画基本計画」(第 2 次) 策定 ○ 「刑法」等の一部改正 (性犯罪について法定刑引上げなど) ○ 「育児・介護休業法」等の一部改正 (環境の整備について所要の措置)	